

○長崎国際大学公的研究費等に関する不正防止計画

(平成27年3月18日制定)

改正 平成30年1月1日 平成31年4月1日

令和3年4月1日 令和4年4月1日

1 本計画の目的

長崎国際大学（以下「本学」という）では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に基づき「長崎国際大学における公的研究費の不正使用防止への取り組みに関する方針」を策定し、平成26年1月1日より施行している。その後、平成26年2月18日付で「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）文部科学大臣決定」の改正が行われたことから、それを踏まえて、不正を発生させる要因とその要因に対応する防止計画を以下のとおり定めるものとする。

2 不正防止対策の基本方針

公的研究費は、その財源を国民の税負担に依拠していることから、国民の期待と信頼に応える適正・有効かつ規律ある使用が求められる。これを踏まえ「長崎国際大学における公的研究費の不正使用防止への取り組みに関する方針」に定められた責任体系のもと、最高管理責任者である学長が率先して公的研究費の適正な運営・管理の基盤となる環境を整備する。

3 【2022（令和4）年度不正防止計画】

不正発生要因（リスク）	不正防止計画	2022（令和4）年度の具体的取組み
I 責任体系の明確化		
学内における公的研究費の不正に関する責任とその役割が周知されていない場合、不正防止が徹底されない。	「長崎国際大学における公的研究費の不正使用防止への取組に関する方針」により、学内の責任体制と役割を明示し、毎年度科研費説明会及びコンプライアンス研修会で周知・徹底を図る。	7月から8月の期間中にコンプライアンス研修及び科研費説明会を実施する。
II 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備		
・補助金が公的資金であるという意識が欠如することにより、不正に対する認識が甘くなる。	<ul style="list-style-type: none"> ・公的研究費については毎年度産学連携・研究支援室と会計課による申請・執行事務取扱及び不正使用事例等の資料を配布し、説明会を開催する。 ・外部講師によるコンプライアンス教育研修会・倫理教育研修会を開催し、不正防止への意識改善を図る。 ・研修会終了後確認テストを実施する。 ・取引業者に対する誓約書は取引基準に基づき年に1回徴求する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・8月実施予定の科研費説明会において「科学研究費助成事業の適正な管理について」執行ルールや「科研費支出等のQ&A」を説明し注意喚起をはかる。 ・7月実施予定のコンプライアンス研修では、研修後理解度テストを実施して、コンプライアンス意識の醸成をはかる。 ・9月末までに、取引基準に基づき取引業者数社から誓約書を徴収する。

III 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施		
公的研究費支払の現状把握が不十分であると、適切な不正防止計画が作成されず、不正防止が図れない。	<ul style="list-style-type: none"> 公的研究費支払については、会計システムデータ等により、執行状況の確認を行い、現状を把握し、不正防止計画に反映させる。 	システムデータ等により執行状況を確認の上、具体的取組の結果を踏まえた対策を当該委員会に報告し、不正防止計画に反映させる。
IV 研究費の適正な運営・管理活動（文科省ガイドライン第3節実施上の留意事項1）		
ルールと実態の乖離（発注権限のない研究者が発注、例外処理の常態化など）。 （ア）	<ul style="list-style-type: none"> 公的研究費における発注については「長崎国際大学物品発注内規」等規程を周知させる。 科研費説明会にて周知する。 	8月実施予定の科研費説明会にて周知をはかる。
決裁手続きが複雑で責任の所在が不明確。 （イ）	<ul style="list-style-type: none"> 公的研究費における決裁等については「長崎国際大学予算執行の委任に関する規程」を遵守する。 予算執行フローを作成し、配布する。 	8月実施予定の科研費説明会にて予算執行フローの配布及び詳細を説明する。
予算執行の特定の時期への偏り。 （ウ）	<ul style="list-style-type: none"> 毎年、科研費説明会を開催し、計画に沿った適正な予算執行等の注意喚起を行う。 	8月実施予定の科研費説明会にて注意喚起をおこなう。
業者に対する未払い問題の発生。 （エ）	<ul style="list-style-type: none"> 取引業者から誓約書を徴求する。 業者払い時確認を行う。 	新たな取引業者から研究不正等に関与しないこと等を誓約する誓約書を徴取する。業者払いについては随時確認をおこなう。
競争的資金等が集中している部局・研究室。 （オ）	<ul style="list-style-type: none"> すべての部局・研究室に対しても公正・中立的に公的研究費に関する情報提供を行う。 科研費採択者による研修会を実施する。 	8月実施予定の科研費説明会にて適正使用を周知する。
取引に対するチェックが不十分（事務部門の取引記録の管理や業者選定・情報管理不十分）。 （カ）	<ul style="list-style-type: none"> 事務職員に対し、規程等に基づき、忠実に業務執行することを周知する。 事務職員に対する規程等の研修会の実施。 	7月実施予定のコンプライアンス教育研修に、競争的資金等にかかわる事務職員を参加させる。
同一の研究室における、同一業者同一品目の多頻度取引、特定の研究室のみでしか取引実績のない業者や特定の研究室との取引を新規に開始し	<ul style="list-style-type: none"> 取引業者には見積もり、相見積もりの提出を求め、金額によっては、業者選定理由書を求める。同一業者、同一品目の多頻度取 	取引業者には相見積もりの提出を求め、不可であれば、業者選定理由書の提出を徴求する。

た業者への発注の偏り。 (キ)	引の傾向があれば、適宜、個別にヒアリングを行う。	同一業者、同一品目の多頻度取引については、その都度、個別に業者へのヒアリングを実施する。
データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役務契約に対する検収が不十分。 (ク)	機器のリース、保守・点検特殊な役務契約でも、原則書類の一部のコピーや現場写真、メーターの数値記録等を証拠として添付を求める。	証拠書類の提出を徹底する。
検収業務やモニタリング等の形骸化（受領印による確認のみや事後抽出による現物確認の不徹底。） (ケ)	・納品検収については取扱内規に則り、確実に遂行する。 ・モニタリングについては科研費監査により、事後抽出による現物確認を行う。	納品検収を確実に実施するとともに、科研費監査時に、現物確認をおこなう。
業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用。 (コ)	基準により抽出された取引業者に対し、法令・規則等遵守する旨の誓約書を徴求する。	新規等の取引先については、必ず、誓約書を徴求する。
非常勤職員の勤務状況確認等の雇用管理が研究室任せ。 (サ)	・非常勤職員採用状況を事務局も共有する。 ・非常勤職員の勤務状況は事務局も把握	非常勤職員の採用時に事務局員（産学連携・研究支援室と会計課）も面接をおこなう。また、出勤簿は事務局に配置して、勤務状況を把握する。
出張の事実確認等が行える手続きが不十分（二重払いのチェックや用務先への確認など）。 (シ)	出張目的資料の提出を求めると共に、適宜用務先への確認を行う。	都度、出張許可願書と復命書の確認をおこなう
個人依存度が高い、あるいは閉鎖的な職場環境（特定個人に会計業務等が集中、特定部署に長い在籍年数、上司の意向に逆らえないなど）や、牽制が効きづらい研究環境（発注・検収業務などを研究室内で処理、孤立した研究室など）。 (ス)	・公的研究費の事務及び管理は産学連携・研究支援室と会計課が担当する。 ・公的研究費は必ず事務局を経由して申請、執行する体制とし、必要に応じ、学部・学科、事務局が連携し対処する。	8月実施予定の科研費内部監査において、研究環境等チェックリストによるヒアリングを実施して、公的研究費の執行状況を確認する。

V 情報発信・共有化の推進

学内外からの告発受付窓口、相談受付窓口が分かりにくい ため、不正が潜在化する。	・不正行為に関する通報・相談、及び告発を受け付ける窓口は産学連携・研究支援室とする。 ・公的研究費の手続きに関する相談窓口（産学連携・研究支援室）を大学のホームページ上に公開する。	8月実施予定の科研費説明会にて周知徹底を図る。
--	---	-------------------------

内部規程やルールが周知されず、不正防止が徹底されない。 (他大学事例)	<ul style="list-style-type: none"> 大学のホームページ上に公開する。 毎年開催の科研費説明会やコンプライアンス研修会で周知を図る。 	8月実施予定の科研費説明会で告知し周知徹底を図る。
VI モニタリングの在り方		
<ul style="list-style-type: none"> 本学の公的研究費の使用実態に適合した実効性のあるモニタリングが行われていない。 (他大学事例) 不正発生要因の分析結果の即した重点的かつ機動的なモニタリングが行われていない。 (他大学事例) 	<ul style="list-style-type: none"> 毎年採択件数10%～20%の研究者を対象にモニタリングを実施する。 毎回、モニタリング結果を分析するとともに、他機関の不正事例なども参考に、次回以降のモニタリング体制を見直す。 	8月実施予定の科研費内部監査実施時にモニタリングをおこなう。

4 改正

この不正防止計画の改正は研究費不正使用防止委員会の議を経て学長が行う。

5 事務

この不正防止計画の事務は、産学連携・研究支援室が行う。

「出典」

・研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）

平成19年2月15日 文部科学大臣決定 平成26年2月18日改正

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

（実施上の留意事項） 1）（ア）～（ス）

・他大学の事例及び返還命令・応募制限措置を受けた事例（事例1～6）

附 則

1 この不正防止計画は平成30年1月1日より施行する。

2 平成27年3月18日制定の「長崎国際大学公的研究費等に関する不正防止計画」は廃止する。

附 則（平成30年1月1日）

この不正防止計画は平成30年1月1日より施行する。

附 則（平成31年4月1日）

この不正防止計画は平成31年4月1日より施行する。

附 則（令和3年4月1日）

この不正防止計画は、令和3年4月1日より施行する。

附 則（令和4年4月1日）

この不正防止計画は、令和4年4月1日より施行する。